

令和 7 年 10 月 10 日

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

07-15「奈良職業能力開発促進センター産業廃棄物処理業務（複数年契約）」

2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告の日から見積書等の提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先はnara-keiri@jeed.go.jpとすること。
- (2) 件名は『10月10日付公告オープンカウンタ番号07-15の仕様書送付依頼』とすること。
- (3) 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

3 競争参加資格

オープンカウンタに参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を1者で行うもの又は収集運搬業者と処分業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないが、次に掲げる資格を全て満たさなければならない。

なお、グループ業者における下記（5）の資格については、収集運搬業者は収集運搬業の許可を、処分業者は処分業の許可を得ていなければならないこと。

- (1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- (2) 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業許可及び同第6項に規定する産業廃棄物処分業許可を受けていること。
- (6) グループ業者にあつては、収集運搬業者と処分業者の2者以上で構成されたグループであること。

4 仕様書等に係る質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面（様式は自由）により提

出すること。なお、質問がない場合は下記４（２）の回答は行わないこと。

- ①提出期限 令和７年１０月１７日（金）１２時
- ②提出場所 下記１１に同じ
- ③提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。
（上記①の期限までに必着のこと。）

※送信後、必ず下記１１に電話し、受信を確認すること。

※ファックス又は電子メールの件名は『０７－１５に係る質問』とすること。

- （２）質問に対する回答は、下記１１の担当から電子メール等により仕様書等交付者全員に回答する。

回答日時 令和７年１０月２１日（火）を予定

- （３）見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

５ 見積書等の提出期限及び提出場所

（１）提出書類

①見積書（任意様式）

※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

②誓約書（別添１もしくは別添２）

※単体業者の場合は別添１を、グループ業者の場合は別添２を提出すること。

③収集・運搬及び処分業務の産業廃棄物処理に係る許可証（写）

※グループ業者の場合は、全ての構成員の許可証の写しを提出すること。

（２）提出期限

令和７年１０月２７日（月）１６時

（３）提出方法

①郵送及び持参

〒634-0033 奈良県橿原市城殿町４３３

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部総務課

※ 郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号：０７－１５」及び「会社名」を記入すること。

②電子メール

宛先 nara-keiri@jeed.go.jp

※ 提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

件名は「オープンカウンタ番号０７－１５ 会社名」とすること。

（例：『07-15（株）〇〇』）

電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記１１に電話し、受信を確認すること。

6 契約書等の作成の有無

07-15 有（契約書）

※ 当機構が定める契約書を締結すること。

7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

8 契約予定者への通知

日時：令和7年10月28日（火）9時以降

9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、次の場所において公表する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部総務課

10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

11 問い合わせ先

〒634-0033 奈良県橿原市城殿町433

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部総務課 経理係

電話番号 0744-22-5224

ファックス番号 0744-22-6744

メールアドレス nara-keiri@jeed.go.jp

(別添 1)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
契約担当役 支部長 山田 裕介 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑨

「オープンカウンタ 07-15」に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

(別添 2)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
契約担当役 支部長 山田 裕介 殿

〔代表構成員〕(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

「オープンカウンタ 07-15」に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

6 グループ業者によるオープンカウンタ方式に基づく調達に関する事項

- (1) 本業務を受託した場合、収集運搬業者及び処分業者は、見積書の内訳に記載する価格をもって、それぞれが機構と契約を締結すること。
- (2) 原則としてグループ構成員のうち代表構成員が契約締結までの一切の手続きに対応するものとし、本件の全ての責任を負うこと。
- (3) 構成員は、同一業務における他の入札者の構成員若しくは単体業者として本件に参加しないこと。
- (4) 業者決定後、一方のグループ構成員との契約が締結に至らない場合、業者決定が取り消され、機構と他方のグループ構成員との契約が無効となることに承諾すること。